

# 第2期逗子市自殺対策計画

## ～いきるを支える 逗子～

2024 年度～2028 年度  
(令和6年度～令和 10 年度)

2024 年（令和6年）3月  
逗子市



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって .....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 自殺対策の基本理念.....	5
3 計画の位置づけ .....	9
4 計画の期間 .....	10
5 計画の推進体制と進行管理.....	10
<b>第2章 逗子市の自殺の実態 .....</b>	<b>11</b>
1 自殺者数の推移と自殺死亡率（自殺率） .....	13
2 男女別・年齢別の自殺割合 .....	14
3 児童・生徒等の自殺割合.....	15
4 労働者の自殺割合.....	15
5 高齢者の自殺割合.....	16
6 年齢別の死因 .....	17
7 原因・動機別に見た自殺者の傾向.....	18
<b>第3章 これまでの取組み .....</b>	<b>19</b>
1 これまでの逗子市における自殺対策の取組み .....	21
(1) 生きることを支える人材の育成.....	21
(2) 市民への啓発・周知 .....	23
(3) 地域・庁内組織間における連携の強化 .....	24
(4) 生きることの促進要因への支援.....	24
<b>第4章 取組みの方向性.....</b>	<b>25</b>
1 国から示された逗子市の自殺の特徴.....	27
2 統計等からみた逗子市の自殺の特徴.....	28
3 これからの取組みの方向性 .....	28

<b>第5章　自殺対策におけるこれからの取組み .....</b>	<b>29</b>
1　自殺対策におけるこれからの取組み.....	31
2　取組みの4本の柱.....	31
(1)　生きることを支える人材の育成.....	31
(2)　市民への啓発・周知.....	33
(3)　地域・庁内組織間における連携の強化 .....	35
(4)　生きることの促進要因への支援.....	36
<b>第6章　これからの成果指標 .....</b>	<b>61</b>
1　自殺対策全体の成果指標.....	63
2　計画期間における施策の成果指標.....	63
<b>資料編 .....</b>	<b>65</b>
自殺対策基本法 .....	67
自殺総合対策大綱（概要） .....	74
逗子市自殺対策計画推進懇話会運営要綱.....	75
令和5年度逗子市自殺対策計画推進懇話会名簿 .....	77
逗子市自殺対策計画推進担当者会議の設置及び運営に関する要領 .....	78
令和5年度逗子市自殺対策計画推進担当者会議担当部署 .....	79

# 第1章 計画の策定にあたって



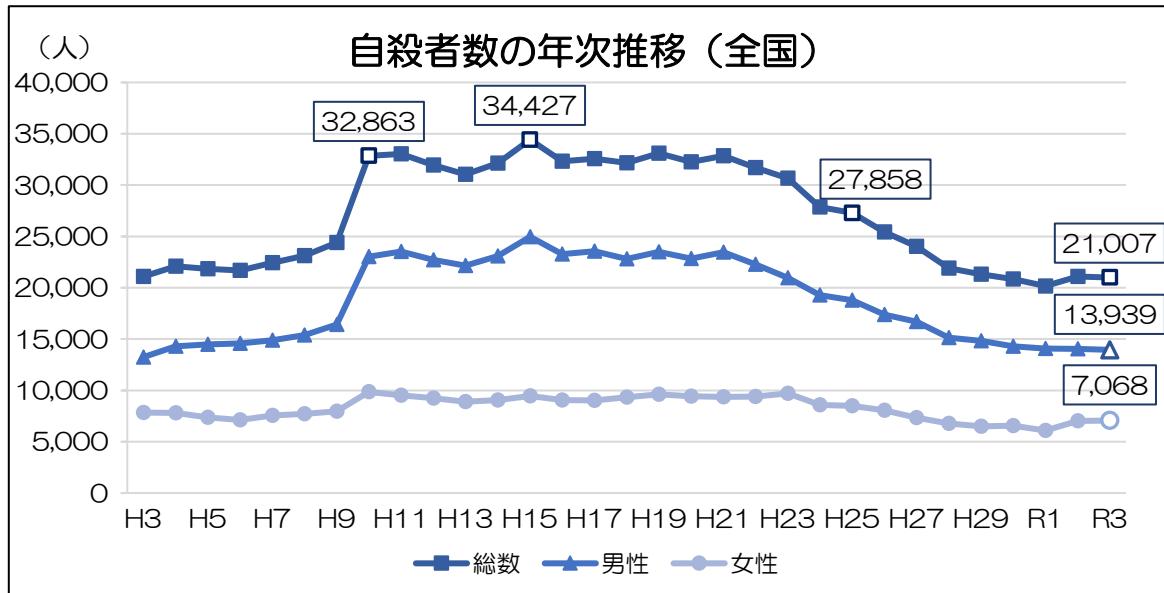
# 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、2006年（平成18年）に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が、様々な原因で追い詰められた末の死であり、総合的な対策が必要である「社会の問題」として広く認識されるようになりました。2007年（平成19年）に国は自殺総合対策大綱を策定し、国を挙げての自殺対策の総合的な推進が始められ、地域でも県、市で連携・協力しながら自殺対策に取り組んできました。逗子市においても「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、2019年（平成31年）に逗子市自殺対策計画を策定いたしました。

1998年（平成10年）には全国で3万人台であった自殺者が、2018年（平成30年）には2万人まで減少しました。しかし、近年は令和元年から流行が始まった新型コロナウィルス感染症による社会環境の変化の他、SNSの普及に伴い増加する個人への誹謗中傷による自死など、新たな問題が生じています。

国では2022年（令和4年）10月に自殺総合対策大綱が改定され、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」を図る施策が以後5年間の取組みとして取りまとめられました。また、県においても、2023年（令和5年）3月に「かながわ自殺対策計画」が改定されました。逗子市においてもこれらのことと踏まえ、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的に進めていくために、「逗子市自殺対策計画」を改定します。

## 国家的課題としての自殺対策



資料：警察庁自殺統計

1998年（平成10年）に自殺者が3万人を超えて以後14年連続で3万人台が続きましたが、2012年（平成24年）には15年ぶりに3万人を下回り、2013年～2019年（平成25年～令和元年）まで続けて減少しました。

しかし2020年（令和2年）以降、新型コロナウイルス感染症の拡大という背景の中、生きづらさを抱える人が増え2009年（平成21年）以来11年ぶりに増加となりました。増加の要因としては、新型コロナウイルス感染拡大による様々な社会環境の変化によるものと考えられますが、近年ではSNSでの誹謗中傷等の書き込み、自殺関連の報道（有名人の自死についての報道）、性的マイノリティに対する無理解や偏見なども問題になっています。

自殺は本人だけでなく、遺された家族や友人等周囲の人々に大きな悲しみや、心理的、社会的影響を与えます。自殺によって影響を受ける人は自殺で亡くなった人の5倍以上といわれています。1998年（平成10年）以降毎年10～15万人以上の人々が新たに自死遺族となっています。

また、自殺未遂をする人は自殺で亡くなる人の10倍いるともいわれています。その人が再び自殺を図るリスクは、自殺未遂の経験のない人の50～100倍ともいわれています。

出典：厚生労働省 令和4年自殺対策白書一部改変

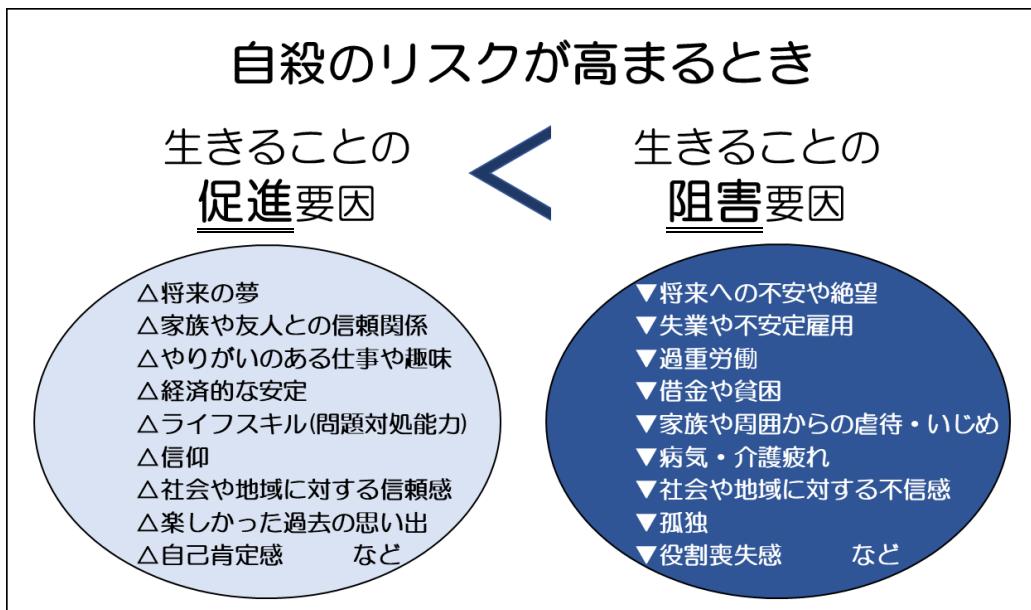
## 2 自殺対策の基本理念

自殺対策の基本理念は自殺対策基本法にあるように、「生きることの包括的支援」を行うことで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことです。

自殺は個人の問題ではなく、その多くが追い詰められた末の死であり、その自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、孤立など様々な社会的要因があることがわかってきます。自殺はこれらの要因が連鎖し、危機的な状態にまで追い込まれてしまうプロセスとして考える必要があり、また、誰にでも起こりうることとしての認識が必要です。

自殺対策を進める上で大切なことは、生きることを阻害する要因（自殺のリスク要因）を減らし、自ら生きることを促進する要因（自殺における保護要因）を増やすこと、つまり「生きることの支援」を進めることです。この「生きることの支援」を進めるにあたり、自殺の背景にある社会的要因から、保健、医療、福祉、教育、労働など、様々な分野の生きる支援との連携を図り、包括的に実施する必要があります。

### 生きることの促進要因・阻害要因



出典：いのち支える自殺対策推進センター ホームページ

以上を自殺対策推進のための基本認識とし、逗子市も「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、自殺対策を推進します。

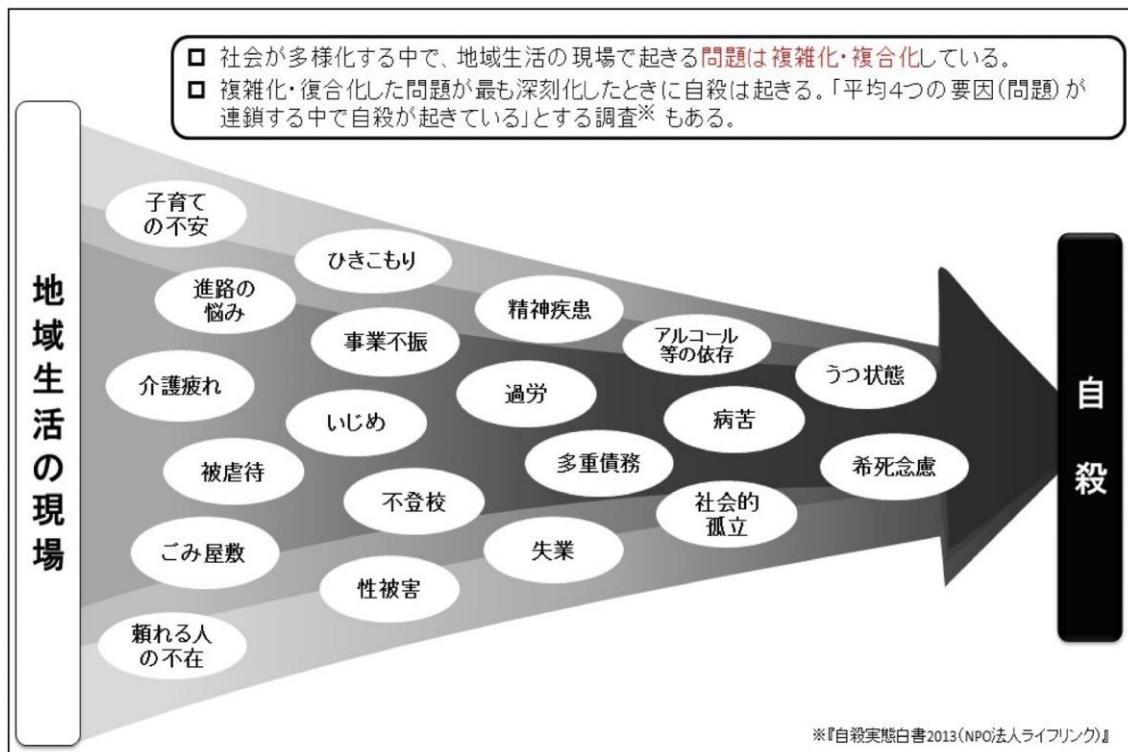
## 基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない逗子市」をめざします。

## 基本方針

- 1 「生きることの包括的な支援である」ことを基本認識とし、自殺対策を推進します。
- 2 逗子市自殺対策計画を推進するにあたり、医療・保健・福祉・教育・労働など、関係機関との連携・協働を図ります。
- 3 対応のレベルと段階に応じた様々な取組みを効果的に連動させます。
- 4 自殺対策における実践的な取組みと啓発の両輪で推進します。

## 自殺の危機要因イメージ図



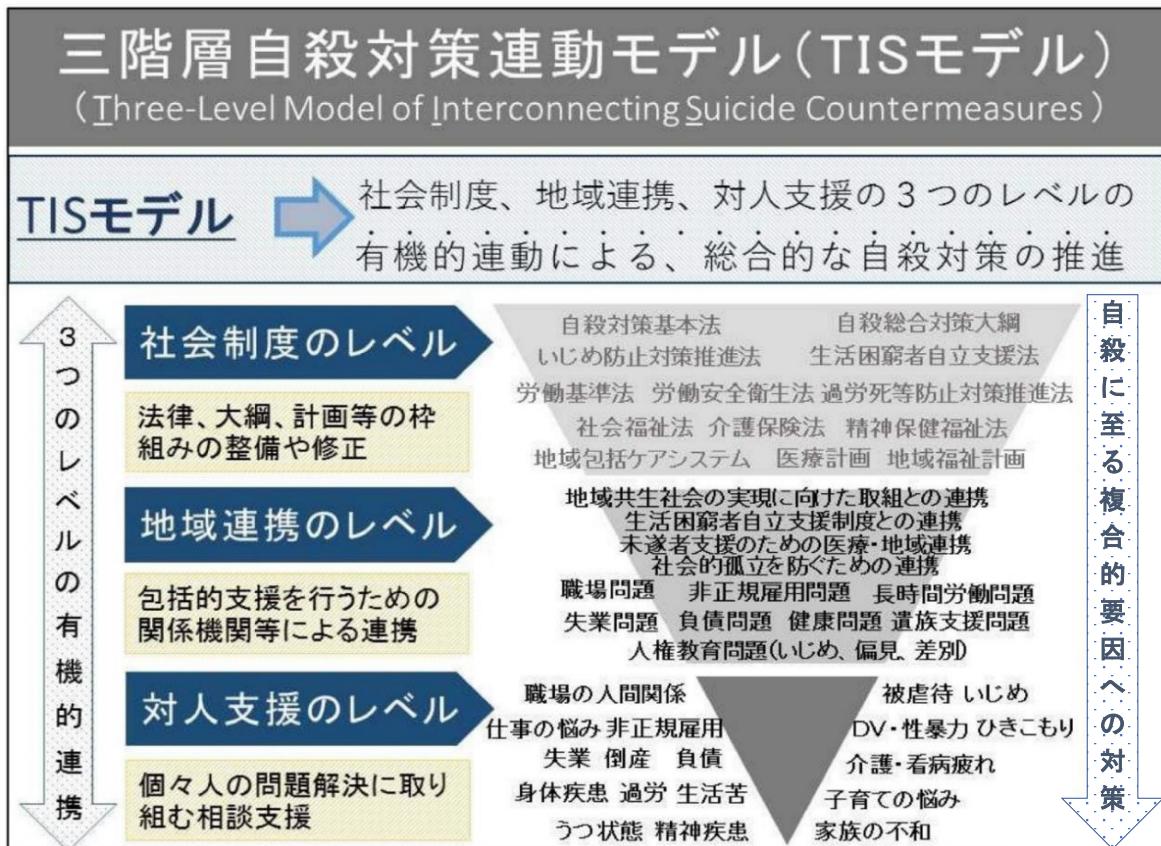
出典：自殺実態白書 2013 (NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク)

地域生活の現場で起きる様々な問題に対する対策ひとつひとつが生じる支援です。

自殺対策は上の図にあるような「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加え、「生きることの促進要因」(自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力など)を増やす取組みを行うことで、自殺リスクを減らしていくことが必要です。

また関連するそれぞれの取組みを有機的につなげていくことで「生きることの包括的な支援」となるのです。

## 三階層自殺対策連動モデル



出典：自殺総合対策推進センター資料

自殺対策では、前述の「関連する対策の有機的な連携」とともに、対応の段階に応じたレベルでの対策が重要とされています。

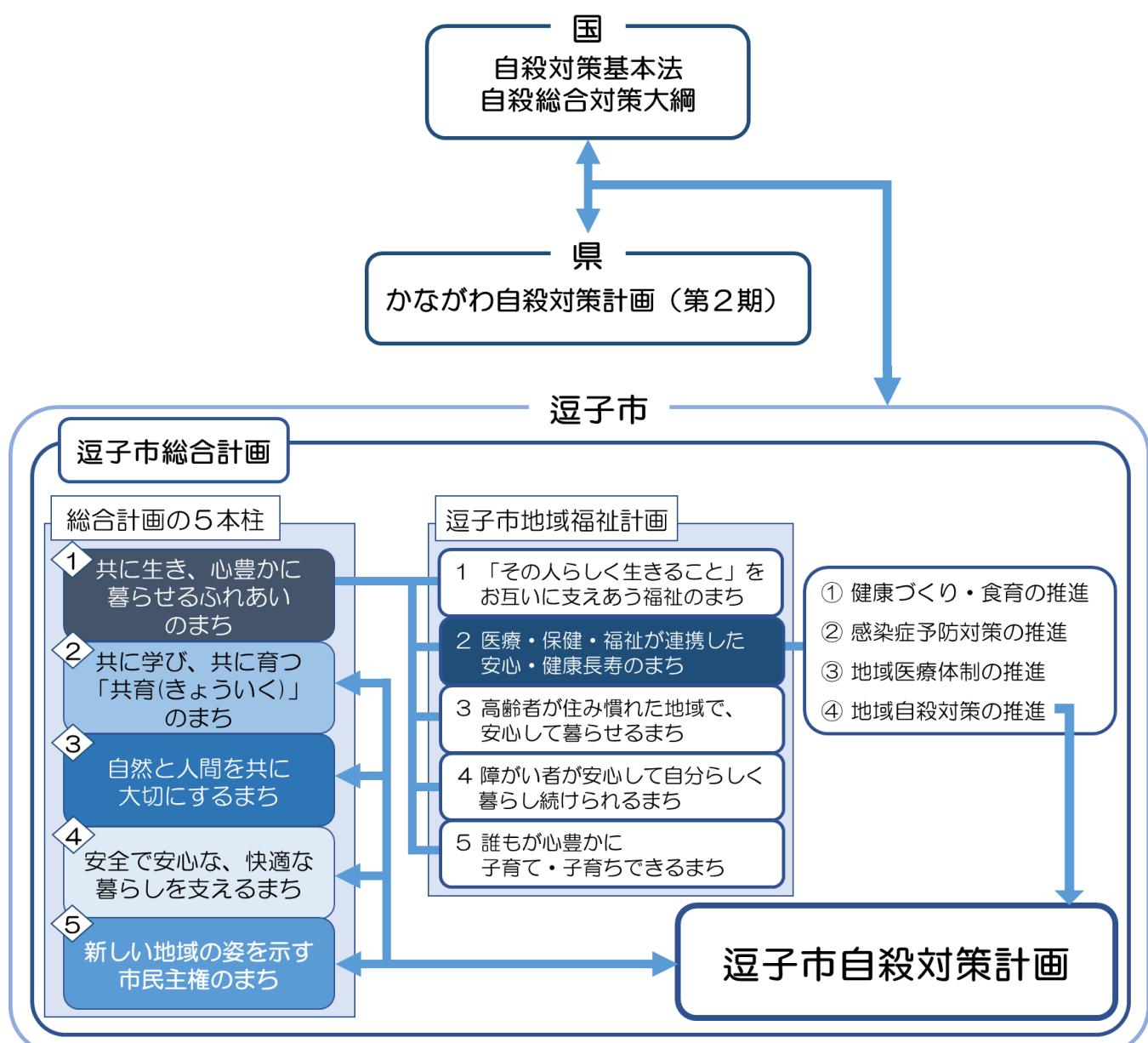
住民の生活の場を原点に「様々な分野の対人支援を強化すること」、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして行っていくという考え方です。

逗子市でも、これらの考え方をもとに、自殺対策計画を推進します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に基づき、国の定める法定計画である「市町村自殺対策計画」とし、2023年（令和5年）3月に神奈川県が策定した都道府県自殺対策計画である「かながわ自殺対策計画（第2期）」と整合性を図ります。

また、逗子市が策定した「総合計画」、上位計画である「地域福祉計画」とも整合を図った計画とします。



## 4 計画の期間

「自殺総合対策大綱」の改定が5年を目安に見直しをすること、神奈川県の「かながわ自殺対策計画（第2期）」が2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間の計画であることから、本計画の期間は2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

## 5 計画の推進体制と進行管理

### （1）計画の推進体制

#### ア 逗子市自殺対策計画推進懇話会

事業計画及び逗子市の自殺対策、生きることの支援に関する円滑な事業運営を推進するとともに、自殺対策、生きることの支援に関する検討を行います。

#### イ 逗子市自殺対策計画推進担当者会議

庁内各課の取組み内容や課題、経験などを共有するとともに、自殺対策への役割の理解や意識の向上を図り、複合的な問題に対する包括的支援を行うための連携体制を構築していきます。

#### ウ その他

市長・副市長・教育長・各部課長等で構成する部課長会議で情報共有等を図ります。

### （2）計画の進行管理

「逗子市自殺対策計画推進懇話会」において、計画の進捗状況の報告、取組み状況の確認及び課題等について検討を行い、その結果を施策に反映させます。計画の進行管理にはPDCAサイクル※を活用し、問題点や課題の解決を図りながら、状況の変化に合わせ柔軟に施策の見直しを行います。

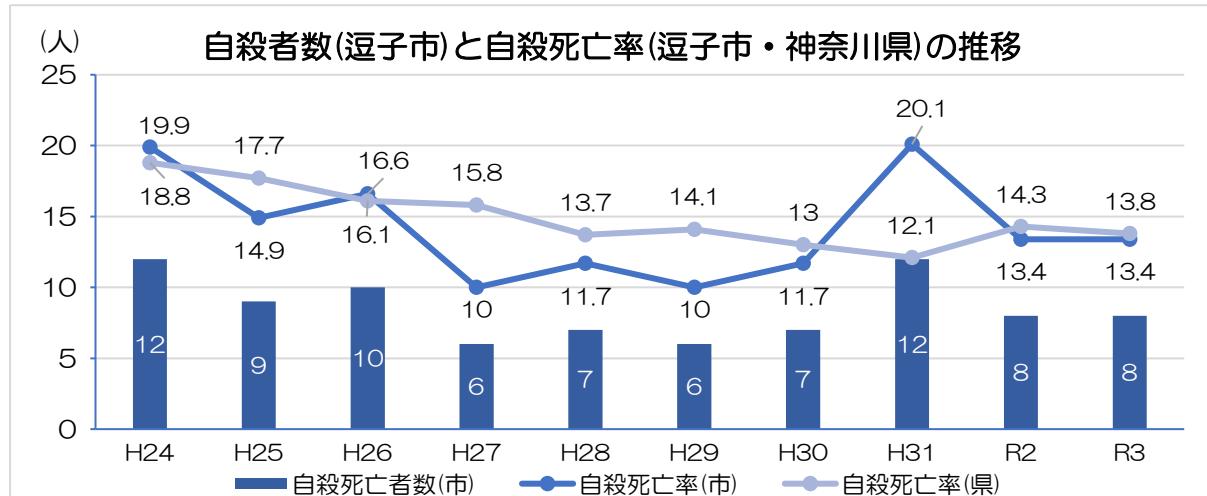
※ PDCAサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連の流れを指し、事業や施策の進捗管理と改善を円滑に行うことを意味します。地域の自殺対策においてPDCAサイクルを回すことにより、事業や施策がより効果的・効率的に実施されるようになると考えられます。

## 第2章 逗子市の自殺の実態



## 1 自殺者数の推移と自殺死亡率（自殺率）

本市の2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の合計自殺者数は41人、年間の平均自殺者数は8.2人でした。2019年（平成31年）に急増があったものの、その後は減少、横ばい状態です。



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

### 自殺者数・自殺率の推移（逗子市・神奈川県）

		H24	H25	H26	H27	H28	合計	平均
自殺者数(人)	市	12	9	10	6	7	44	8.8
	県	1,676	1,608	1,468	1,438	1,248	7,438	1,487.6
自殺死亡率	市	19.9	14.9	16.6	10	11.7	-	14.6
	県	18.8	17.7	16.1	15.8	13.7	-	16.4

		H29	H30	H31	R2	R3	合計	平均
自殺者数(人)	市	6	7	12	8	8	41	8.2
	県	1,286	1,194	1,110	1,317	1,272	6,179	1,235.8
自殺死亡率	市	10	11.7	20.1	13.4	13.4	-	13.7
	県	14.1	13	12.1	14.3	13.8	-	13.4

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

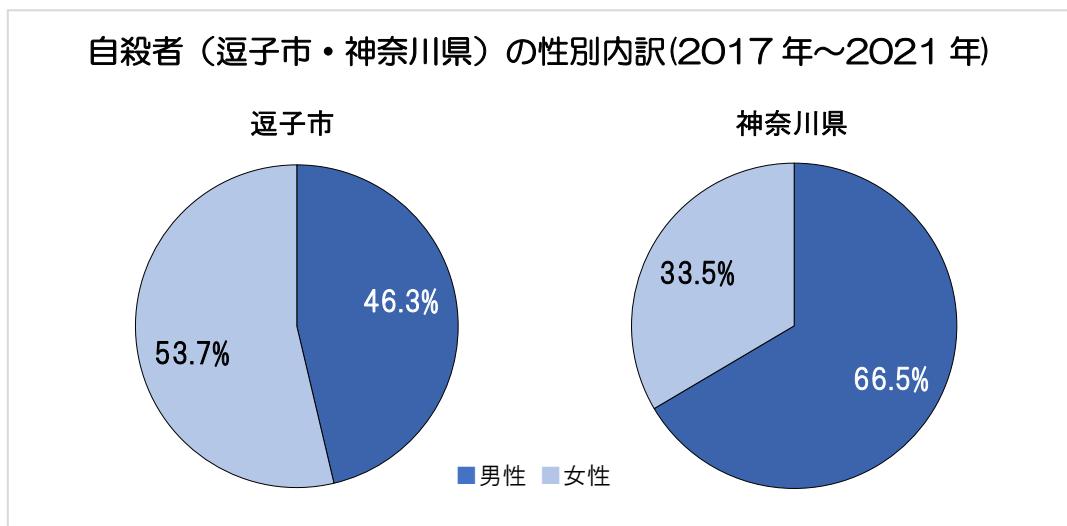
「人口10万人当たりの自殺者数」を「自殺死亡率（自殺率）」と定義し、地域における自殺者数を比較する指標に用いられています。

本市の2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の自殺率の平均は13.7であり、神奈川県の13.4よりやや高くなっています。

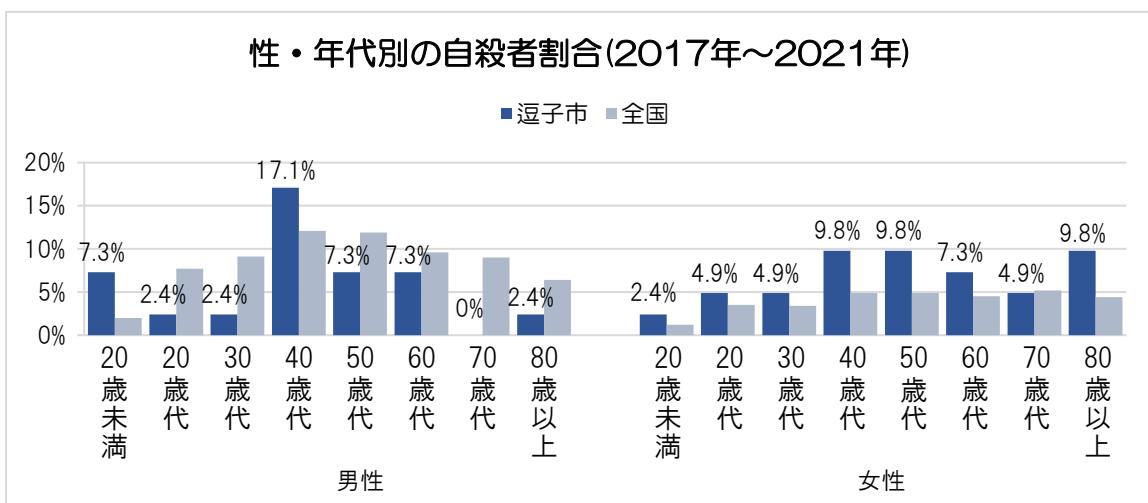
## 2 男女別・年齢別の自殺割合

本市の2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の自殺者の内訳は、男性46.3%、女性53.7%でした。神奈川県の男性66.5%、女性33.5%と比較するとやや女性が多い傾向となっています。

性・年代別の自殺者割合は、男性は40歳代、次いで20歳未満、50歳代、60歳代が同率、女性は40歳代、50歳代、80歳代が同率、次いで60歳代の割合が多くなっています。



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

### 3 児童・生徒等の自殺割合

児童・生徒等の自殺の状況（2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の合計）では、複数の自殺者がありました。

神奈川県、全国の学生・生徒等の割合は以下の通りです。中学生以下、高校生の割合が県、全国ともに増えています。

児童・生徒等の内訳 （特別集計：自殺日・住居地、H24～28 / H29～R3 合計）

学生・生徒等 (全年齢)	神奈川県割合 (%)		全国割合 (%)	
	H24～28	H29～R3	H24～28	H29～R3
中学生以下	8	12.6	12	15.0
高校生	21	23.1	26	30.7
大学生	60	53.7	49	42.1
専修学校生等	11	10.5	14	12.2
合計	100	100	100	100

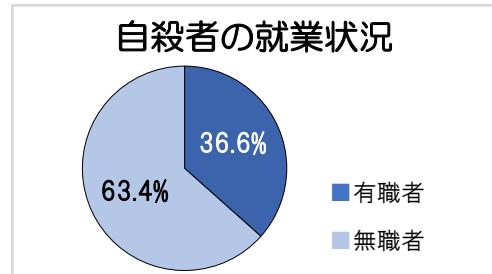
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

※ 「地域自殺実態プロファイル（2022）」では、統計上5人未満のため、公表不可となっているため、逗子市の割合は掲載しません。

### 4 労働者の自殺割合

自殺者のうち、有職者は36.6%、無職者は63.4%でした。

有職者の内訳は、自営業・家族従業者が6.7%、被雇用者・勤め人は93.3%でした。



資料：自殺総合対策推進センター  
「地域自殺実態プロファイル（2022）」

有職者の自殺の内訳 （特別集計：自殺日・住居地、H29～R3 合計）

職業	自殺者数（人）	逗子市割合（%）	全国割合（%）
自営業・家族従業者	1	6.7	17.5
被雇用者・勤め人	14	93.3	82.5
合計	15	100	100

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

## 5 高齢者の自殺割合

本市の高齢者の自殺の傾向を見ると、60歳代、70歳代がやや多く、同居人の有無は、同居人ありの割合が多くなっています。

60歳以上の自殺の内訳 (特別集計：自殺日・住居地、H29～R3合計)

性別	年齢階級	同居人の有無(人)		同居人の有無(%)		全国割合(%)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	3	0	23.1	0	14.0	10.4
	70歳代	0	0	0	0	15.0	8.0
	80歳以上	1	0	7.7	0	11.5	5.0
女性	60歳代	2	1	15.4	7.7	8.7	2.8
	70歳代	2	0	15.4	0	9.1	4.3
	80歳以上	1	3	7.7	23.1	6.9	4.3
合計		9	4	69.3	30.7	65.2	34.8

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

### 参考

高齢者特有の自殺の要因として、次のようなものがあると言われています。

- ・身体的不安：高齢者の自殺の動機の7割が「健康問題」。慢性疾患を抱えることが多く、継続的な身体苦痛がうつ病の引き金になる。
- ・家族への精神的負担：心身両面の衰えを自覚し、家族に介護や看護の負担をかけることへの葛藤が生じる。
- ・喪失感と孤立：原因動機の1割は配偶者、兄弟などの近親者の病気や死（喪失体験）。強い喪失感から閉じこもりとなりやすい。孤独→孤立→うつ。
- ・喪失体験：身体的能力（体力・視力・聴力など）の低下、社会的役割（退職・子離れなど）の喪失。

出典：神奈川県ゲートキーパー養成研修資料

## 6 年齢別の死因

神奈川県の年齢別の死因を見ると、10歳～49歳までの死因第1位から第3位が自殺となっています。

15歳～39歳の死因では自殺が第1位、40歳～44歳では第2位、45歳～49歳では第3位となっています。

神奈川県 年齢別死因

年齢階級	第1位	第2位	第3位
0-4歳	先天奇形、変形及び染色体異常	周産期に発生した病態	不慮の事故
5-9歳	悪性新生物＜腫瘍＞／先天奇形、変形及び染色体異常／不慮の事故		
10-14歳	悪性新生物＜腫瘍＞	自殺	心疾患 (高血圧性を除く)
15-19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物＜腫瘍＞
20-24歳	自殺	不慮の事故	心疾患 (高血圧性を除く)
25-29歳	自殺	悪性新生物＜腫瘍＞	不慮の事故
30-34歳	自殺	悪性新生物＜腫瘍＞	心疾患 (高血圧性を除く)
35-39歳	自殺	悪性新生物＜腫瘍＞	心疾患 (高血圧性を除く)
40-44歳	悪性新生物＜腫瘍＞	自殺	心疾患 (高血圧性を除く)
45-49歳	悪性新生物＜腫瘍＞	心疾患 (高血圧性を除く)	自殺

資料：令和2年 神奈川県衛生統計年報

## 7 原因・動機別に見た自殺者の傾向

自殺の原因と考えられるものとして、以下の問題等が挙げられます。

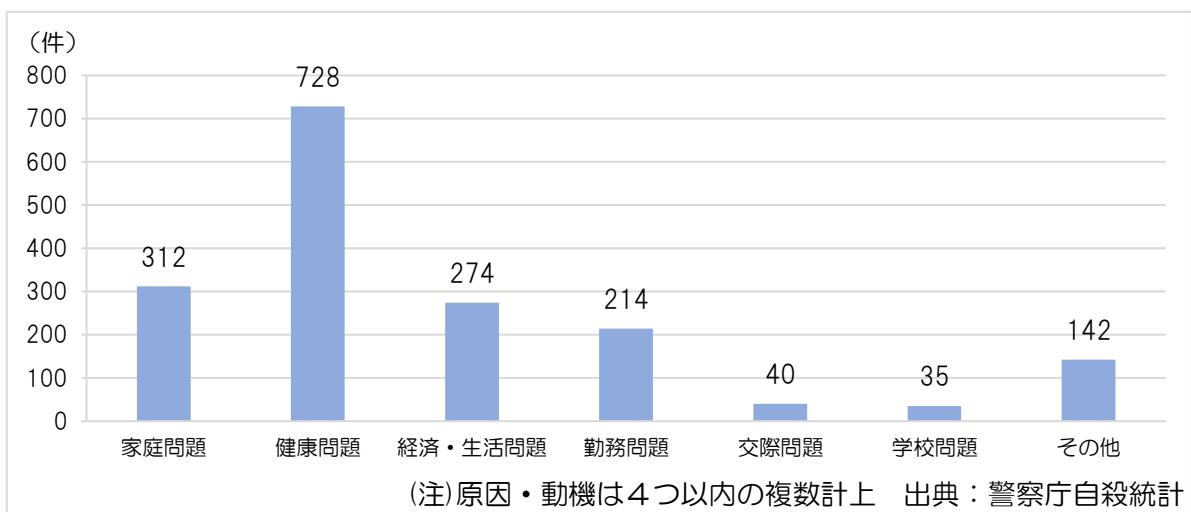
- ・健康問題（身体疾患・精神疾患など）
- ・家庭問題（夫婦・家庭不和・子育て・介護）
- ・経済問題（生活苦・借金・多重債務）
- ・労働問題（過重労働・失業・パワハラなど）
- ・人間関係（離婚・失恋・いじめなど）

神奈川県の自殺者総数の原因・動機別の順については、経年で見てもその傾向は大きく変わりません。2022年（令和4年）の原因・動機別の自殺者数の状況を見ると、「健康問題（身体やこころの病気についての悩み）」が最も多く、「家庭問題」、「経済・生活問題（生活苦・失業など）」、「勤務問題」の順となっています。

自殺に至る原因・動機については、直接の原因を特定できないことがあります。また、原因・動機は一つではなく、様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いと言われています。

【令和4年神奈川県自殺者数（原因・動機別）】

※重複回答あり



## 第3章 これまでの取組み



# 1 これまでの逗子市における自殺対策の取組み

誰も自殺に追い込まれない地域づくりのために、取組みの4本の柱に沿って事業を展開しました。

## (1) 生きることを支える人材の育成および自殺対策に関わる人材の資質の向上を図る

年度	項目	対象	内容
平成24年度～令和元年	人材育成事業 <sup>※1</sup>	市職員 (計6回 192人)	メンタルヘルスの理解と行政職員としてのゲートキーパーの役割について (外部講師)
平成24年度～令和元年度	ゲートキーパー養成研修	市内団体 (計18回 611人)	市民向けゲートキーパー養成講座 (講師は市職員)
令和3年度～令和4年度 <sup>※2</sup>	ゲートキーパー養成研修	市民 (計2回 67人)	市民向けゲートキーパー養成講座 (外部講師)

※1 市職員対象の人材育成事業は、ゲートキーパー養成の内容も含まれる。

※2 令和元年、令和2年度の市民向けゲートキーパー養成研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。

### 参考

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。周囲が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

#### ゲートキーパーの役割

気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ：早めに専門家に相談するように促す

見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

出典：厚生労働省 ゲートキーパー養成研修用テキスト（第3版）

参考

ゲートキーパー研修の啓発チラシ（令和3年度～令和5年度）



## (2) 市民への啓発・周知

年度	項目	対象	内容	担当課
平成22年度～令和4年度	講演会 (計10回)	市民等 (計 1,460名)	こころの健康、自殺予防普及啓発に関する講演 (令和2、3年度はオンライン開催、令和4年度は会場とオンラインにて開催)	いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会※(国保健康課)
平成22年度	企画展	市民等	コンサート、展示、相談会、ギャラリートーク等	いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会(国保健康課)
平成22年度～	普及・啓発	市民等	市広報誌にて自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて啓発記事を掲載	企画課、国保健康課
平成24年度	上映会&トークイベント	市民等	映画「樹の海」上映会 トークイベント	いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会(国保健康課)
令和2年度	包括相談会 (会場:逗子市役所)	市民等	こころの健康、法律に関すること、死別の悲しみに関すること等についての相談 担当相談員:多職種、複数で構成	いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会(県と共に)(国保健康課)
平成25年度～	普及・啓発	市民等	図書館にて自殺予防週間に合わせて自殺予防関連図書及びポスターを展示	図書館、国保健康課
平成28年度～	普及・啓発	市民等	未病センターにて、自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて相談機関一覧・リーフレット等を配布、ポスターを展示	国保健康課
平成26年度～平成30年度	街頭キャンペーン(普及啓発物品の配布)(延べ9日間)	市民等	駅前にてメッセージ入りティッシュを配布 (新型コロナウイルス感染症流行のため令和元年度以降中止)	いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会(国保健康課)
令和元年度～令和4年度	普及・啓発(普及啓発物品の配布)	市民等	相談窓口一覧を入れたティッシュ等を市役所等窓口で配布	いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会(国保健康課)
令和5年度～	普及・啓発	市民等	庁舎トイレにて「LINE相談コード」(県作成)を配架	国保健康課

※ いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会

鎌倉保健福祉事務所・鎌倉市・葉山町・本市及び各市・町社協で構成する「いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会」を組織化し、広く住民に自殺対策について知つてもらい誰もが自殺に追い込まれることがない「互いに支え合えるような地域づくり」を目指し、講演会や普及啓発キャンペーンを実施しています。

### (3) 地域・庁内組織間における連携の強化

年度	事業名	内容	担当課
平成 30 年度～令和 5 年度	自殺対策計画推進懇話会（令和 5 年度より名称変更）	自殺対策についての計画を策定、進捗管理をするに当たり、広く市民、関係者等の意見を聴取することおよび自殺対策に関する専門職の助言を得て自殺対策の推進を図ることを目的に開催した。	国保健康課
令和 5 年度～	自殺対策計画推進担当者会議（令和 5 年度より実施）	自殺対策に関する各事業の調整や実施状況の情報を共有し、連携の強化を図った。	国保健康課
平成 30 年度～令和 5 年度	かながわ自殺対策会議地域部会等の参加	県主催による会議に参加することで、情報共有、連携強化を図り自殺対策を総合的に進めていった。	国保健康課
平成 30 年度～令和 5 年度	保健福祉サービス調整会議（地域精神保健委員会）	医療機関、関係団体、学識経験者、保健福祉事務所、市町村、神奈川県精神保健センター等で構成される委員会で地域特性に応じた地域精神保健福祉対策を協議し、自殺対策に反映させた。	障がい福祉課 高齢介護課 国保健康課

### (4) 生きることの促進要因への支援

庁内各課にて「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすための取組み、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組みを行いました。

令和元年末からは、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、各課事業においても、従来通りの事業実施が難しい部分もありましたが、事業の縮小や、個別対応など開催方法の工夫等をしながら取組みを続けてきました。

## 第4章 取組みの方向性



## 1 国から示された逗子市の自殺の特徴

国から「地域の主な自殺の特徴」として示された逗子市の自殺の特徴は、以下のとおりです。

逗子市の主な自殺の特徴（自殺日・居住地、平成29年～令和3年合計41人）

上位5区分	自殺者数 5年計 (人)	割合 (%)	自殺率※1 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※2
1位:女性 40～59歳無職同居	5	12.2	23.2	近隣関係の悩み十家族間の不和→うつ病→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	5	12.2	14.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み十仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上無職同居	5	12.2	13.3	身体疾患→痛苦→うつ状態→自殺
4位:女性 60歳以上無職独居	4	9.8	30.4	死別・離別十身体疾患→痛苦→うつ状態→自殺
5位:男性 40～59歳無職同居	2	4.9	73.5	失業→生活苦→借金十家族間の不和→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※1 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

自殺総合対策推進センターの統計分析では、2017年（平成29年）から2021年（令和3年）までの逗子市の自殺者41人の性・年代等の特性や背景にある主な自殺の危機経路から重点的に取り組むと良いとされるキーワードは、「無職者・失業者」「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」とされています。

## 2 統計等からみた逗子市の自殺の特徴

- ・2021年（令和3年）の自殺者数は8人で、令和元年に急増した翌年からは減少しましたが、以前より微増しています。
- ・男女別では男性46.3%、女性53.7%でした。神奈川県では、男性66.5%、女性33.5%であり、逗子市は女性がやや多い傾向となっています。
- ・年齢別では男性40歳代、次いで20歳未満、50歳代、60歳代が同率、女性は40歳代、50歳代、80歳代が同率、次いで60歳代の割合が多くなっています。
- ・就労状況では、有職者は63.4%、無職者は36.6%でした。有職者の内訳は、自営業・家族従業者が6.7%、被雇用者・勤め人は93.3%でした。
- ・児童・生徒等では、中学生以下、高校生の自殺者は複数ありました。神奈川県、全国でも学生等の自殺者の中でも中学生以下、高校生の自殺の割合が高くなっている傾向があります。
- ・高齢者（60歳以上）の自殺者の69.3%が同居者のいる人でした。

## 3 これからの取組みの方向性

国から提供された統計等からみた逗子市の自殺の特徴では、40～50歳代の方、女性、若者、高齢者の割合が高くなっていますが、逗子市は自殺統計の母数となる人口が少ないため、この分析結果だけで自殺の傾向を読み取ることは難しい状況です。

特定の対象者だけでなく「誰も自殺に追い込まれない地域づくり」のために、困ったときに相談しやすい環境を整えることや、自殺のサインに早期に気づき、問題解決に向けて関係機関が連携して支援する基盤づくりから行うことが大切だと考えます。

## 第5章　自殺対策における これからの取組み



## 1 自殺対策におけるこれからの取組み

国から提供された逗子市の自殺の特徴や統計等からみた逗子市の自殺の実態等をふまえ、逗子市の基本理念、基本方針に則り、誰も自殺に追い込まれない地域づくりへの取組みとして、以下の4つの対策を柱とします。

### 逗子市の取組みの4本の柱

- 1 生きることを支える人材の育成
- 2 市民への啓発・周知
- 3 地域・庁内組織間における連携の強化
- 4 生きることの促進要因への支援

## 2 取組みの4本の柱

### (1) 生きることを支える人材の育成および自殺対策に関わる

#### 人材の資質の向上を図る

自殺に気持ちが傾いた人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞く、専門家につなげるなど適切な対応ができる人材である「ゲートキーパー」を育成します。

これまでゲートキーパー養成講座を実施していますが、継続して様々な職種や団体を対象に人材育成を行うと同時に、職員や一般市民を対象に受講の機会を増やしていきます。あわせて過去にゲートキーパー養成講座を受け、ゲートキーパーの役割を担っている人に、フォローアップを行っていきます。

また、ゲートキーパーの育成とあわせて「生きることの包括的支援」に関わる支援者等に対して、資質の向上を図るために、関連する研修等を行います。

【具体的な取組み】

事業名/主な取組み	担当部署等	自殺対策の視点
<b>ゲートキーパー養成講座</b> 周りの人の異変に気付き、また適切な対応ができるよう、さまざまな分野の人々受講の機会を作り、ゲートキーパーを養成します。	国保健課	<p>▼ゲートキーパーを育成することにより、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援する地域づくりを目指すことができる。</p>
<b>自殺対策にかかるスタッフの研修</b> 行政、保健、医療、福祉、教育、労働など、様々な分野の生きることの支援に関わる担当者が、さまざまな悩みや困難を抱える人に対し、早期に気付き、適切に対応できるよう研修を実施します。	国保健課 職員課 学校教育課	<p>▼生きることの包括的支援に関わる人材に研修することにより、様々な立場から自殺対策の推進につながる。</p> <p>▼職員研修の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することや行政課題研修を行うことで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。</p> <p>▼教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。</p> <p>▼研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることもできる。</p>

## (2) 市民への啓発・周知

自殺対策を推進するためには、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし正しい知識を知ること、誰にでも起こる危機としての認識をひとりひとりが持つことが重要です。

また、いのちや暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適切であるということの理解を促進し、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。

あわせて、心の健康や、抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発等により、早期休息、早期相談、早期受診を促進します。

### 【具体的な取組み】

事業名／主な取組み	担当部署等	自殺対策の視点
<b>自殺対策講演会</b> 広く住民に対し、自殺対策について理解を深めるための講演会を実施します。	国保健康課	▼講演会を通じ自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及を図り、命の大切さに理解を深め、支えあう地域づくりを目指すことができる。
<b>健康づくり出前講座</b> 希望のあった団体に対し、心の健康づくりについての講義を実施します。	国保健康課	▼出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。

事業名／主な取組み	担当部署等	自殺対策の視点
<p>自殺予防週間（9月）自殺対策強化月間（3月）等の啓発活動</p> <p>未病センターで展示による普及啓発、市内公共機関においてポスター等の掲示、リーフレットの配架による周知・啓発の実施。</p> <p>9月は、図書館で自殺予防につながる図書等の展示やリーフレットの提供をし、情報提供を積極的に行います。</p> <p>3月は啓発物品（相談先等の情報を入れたポケットティッシュ等）を配布します。</p>	図書館 国保健康課	▼自殺対策の啓発として、生きるを支えるための各種事業・支援策等に関する情報を積極的に住民に提供する機会になり得る。図書館での展示は、様々な年代に自殺予防に関する普及啓発の機会となる。「自殺予防週間（9月）」や「自殺対策強化月間（3月）」には特集を組むことにより効果的な啓発が可能となる。
<p>広報誌・ホームページ等での普及啓発</p> <p>自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせ、広報誌に啓発記事を掲載します。</p> <p>ホームページ等でも心の健康づくりに関する内容や自殺予防に関する内容を掲載します。</p>	企画課 国保健康課	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。「自殺予防週間（9月）」や「自殺対策強化月間（3月）」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。
<p>相談窓口の周知</p> <p>さまざまな生きる支援に関する相談先の情報について「逗子市くらしのガイド」や「防災ハンドブック」、ホームページ等に掲載、リーフレットを作成し市民に広く周知、活用できるよう相談窓口を持つ関係部署に情報提供します。また、未病センターでの配架も行います。</p>	企画課 防災安全課 国保健康課	▼様々な支援に関する相談先を周知することにより、「生きることの阻害要因」を軽減し、さらに「生きることの促進要因」へつなげることで自殺のリスクを軽減できる。

### (3) 地域・庁内組織間における連携の強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要とされています。

逗子市でも自殺対策を市全体の課題と捉え、庁内及び関係機関等との連携・協働を図ります。

#### 【具体的な取組み】

事業名／主な取組み	担当部署等	自殺対策の視点
<b>自殺対策計画推進懇話会</b> 自殺対策計画及び逗子市の自殺対策、生きることの支援に関する円滑な事業運営を推進するとともに、自殺対策、生きることの支援に関する検討を行います。	国保健康課	▼庁内各課事業や関係機関の事業、地域連携などを自殺対策の視点で捉えて行く。
<b>自殺対策計画推進担当者会議</b> 自殺対策計画に関する各事業の調整や実施状況の情報を共有化し、連携の強化を図ります。(令和5年度新規事業)	国保健康課	▼庁内各課事業や関係機関の事業、地域連携などを自殺対策の視点で捉えていく。
<b>かながわ自殺対策会議等への参加</b> 学識、司法、報道、医療、経済・労働、福祉・教育分野の関係者、民間団体、市町村行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」に参加し、情報共有、連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進していきます。	国保健康課	▼幅広い分野の機関との情報共有や連携強化を図ることで、自殺対策の視点が広がる。
<b>保健福祉サービス調整会議 (地域精神保健福祉委員会)への参加</b> 医療機関、関係団体、学識経験者、保健福祉事務所、市町村、神奈川県精神保健センター等で構成される委員会で地域特性に応じた地域精神保健福祉対策を協議し、自殺対策に反映させます。	障がい福祉課 高齢介護課 国保健康課	▼幅広い分野の機関との情報共有や連携強化を図ることで、自殺対策の視点が広がる。
<b>庁内及び関係機関への情報提供等</b> 国や県からの自殺対策に関する情報を庁内及び関係機関に情報提供します。また実際の相談対応を通じ、お互いの専門性を理解し、より良い連携体制の構築を目指します。	国保健康課	▼関係機関への情報提供や、実際の相談対応により自殺対策の視点を共有し、より連携が深まる。

## (4) 生きることの促進要因への支援

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児と介護疲れ、いじめ、孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺対策はこのような「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組みが必要です。

双方の取組みを通じ、生きることの包括的支援として、逗子市の自殺対策を推進していきます。

### 【具体的な取組み】

事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
納税相談 納税相談の際に、多重債務など生活困窮者に対し、相談窓口を紹介します。	納税課	○	○	○		○	○	▼生活面で深刻な問題を抱えて経済的に困難な状況にある住民からの納税相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、個々の状況に応じた支援につなげる体制を作る必要がある。
消費生活相談 消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の問題を把握し、必要な部署につなぎます。	市民協働課	○	○	○	○	○	○	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。

事業名／ 主な取組み	担当部 署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 ・ 失 業 者	そ の 他	
女性相談 女性を対象とした相談窓口を設置し、困りごとなどの相談を受け、相談内容に応じた連携支援を行います。(DVについても対象)	市民協働課	○	○	○	○	○	○	▼様々な問題の相談に応じており、女性が何かしらの困難に直面した際の最初の相談窓口となっている。 ▼関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援も担い、女性への生きることの包括的支援の窓口となり得る。
法律相談、行政書士相談、司法書士相談、不動産・登記測量、マンション相談、行政相談 各種相談窓口を設置し、様々な相談を行います。	市民協働課	○	○	○	○	○	○	▼弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が深刻であったり、複合的であったりするなど、自殺リスクの高い人も多いと思われる。 ▼相談を行った後の状況や問題解決の進捗等のフォローを行うなどにより、継続的な支援を行えれば、確実な問題解決につながる仕組みとなり得る。
各公園維持管理事業、公園アダプト*推進事業 公園植栽を適切に剪定することで、うっそうとした死角を減らします。また、アダプト団体を活性化することで公園に人の目を入りやすくします。	緑政課						○	▼地域内の公園施設が自殺発生の多発地となっている場合は、公園を対策の拠点とし巡回等を行うなどの対応を取るなどハイリスク地対策を進めることができる。 ▼実態分析の情報を共有するとともに、具体的な連携方法(巡回等)の検討を行う。

\* 英語で「養子にする」という意味。公園や緑地などの公共の場を「養子」にみたて、市民がボランティアとして里親のように愛情を持って管理すること。

事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
<b>民生委員・児童委員</b> 地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談機関につなぐなど、地域住民に身近な相談窓口となります。	社会福祉課	○	○	○	○	○	○	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。
<b>生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業</b> 生活相談や就職等の相談を行います。また、就労することに困難を抱えている人に対し、就労支援を行います。	社会福祉課	○	○	○	○	○		▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要である。
<b>生活保護費支給事業</b> 生活困窮者に対し、ひとしく最低限度の生活を保障するとともに、要保護者の事情を客観的な立場において把握し、受給者個々に積極的な援助を行います。	社会福祉課	○	○			○		▼生活保護受給者は、受給していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の実施が受給者の自立もしくは生活の維持向上に繋がる機会となり得る。 ▼訪問、窓口などの機会を通じて当人や家族の環境や状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。

事業名／ 主な取組み	担当部 署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 經 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 ・ 失 業 者	そ の 他	
地域包括支援センター  総合相談業務において、各関係機関との情報を密にし、さまざまな相談内容について総合的に相談できる体制を作ります。また、支援が必要と判断された要支援者やその家族に対し、センターの各専門職により支援を行い、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。	社会福祉課	○	○	○	○	○	○	▼地域の要支援者が抱える問題や自殺リスクの高い人の情報等を把握し、ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、要支援者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。
認知症サポーター養成事業  認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症になっても尊厳をもって地域で暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーター養成講座を開催します。	社会福祉課	○					○	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターが自殺リスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。

事業名 / 主な取組み	担当部 署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 ・ 失 業 者	そ の 他	
認知症力フェ  当事者だけでなく、家族や支援者も参加でき、相談や情報交換を通じて家族や支援者への支援の強化を図ります。	社会福祉課	○					○	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い（支援者への支援※）の推進に寄与し得る。
認知症家族介護者相談  精神保健福祉士が認知症高齢者の介護をしている家族からの相談を受け、関係機関と連携しながら認知症介護家族介護者を支援します。	社会福祉課	○					○	▼支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援の強化を図ることができる。
フレイルチェック測定会、フレイルチェックサポーター養成講座  身体面・精神面がフレイル（高齢者の虚弱）に陥っていないか確認します。また、フレイルについて学んだサポーターを養成します。測定会を開催することで、サポーターのやりがいや社会参加につながります。	社会福祉課	○						▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。

※ 支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。

事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
ひとり暮らし高齢者訪問 訪問をすることで安否や健康状態等を確認。必要に応じ管轄の地域包括支援センターにつなぎます。	高齢介護課	○						▼地域の見守り名簿の情報を、見守り活動を行う住民団体や自治会等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民へのアウトリーチに活用できる。(ただし、個人情報の扱いには十分な注意が必要である。)
老人クラブ育成事業 高齢者自身の社会参加を促進します。	高齢介護課	○						▼自殺の要因となる高齢者の孤立や孤独を防ぐための、人と人が関わり合う機会となり得る。
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、介護予防普及啓発事業 高齢者自らが人生を豊かにするため、学び合い、ふれあい、健康づくりを推進します。	高齢介護課	○						▼講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となり得る。



事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
<b>家族介護者支援事業</b> 高齢者を介護する家族に対して、介護を適切に行う知識や技術の習得を目的に教室を開催します。教室終了後に家族同士の情報交換、仲間づくりを目的とした交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図ります。	高齢介護課	○				○		▼介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合い（支援者への支援）を推進し得る。 ▼支援者（家族）への支援は、家族の介護負担の軽減につながり、介護の負担から起る殺人や心中等の防止に寄与し得る。
<b>高齢者虐待防止ネットワーク推進事業</b> 高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や擁護者の支援を行うとともに、関係機関との連携体制の強化を図ります。	高齢介護課	○				○		▼ネットワーク協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組みの推進を図ることができる。

事業名 / 主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
<b>障がい者福祉計画推進事業</b> 障害福祉サービス、障がい児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定める「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」基本理念に基づく総合的な福祉計画体制の整備を定める「障がい者福祉計画」を策定し、障がい者の安定した生活に資する本市障がい者・児福祉施策を推進します。	障がい福祉課	○	○	○	○	○		▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。
<b>特害障がい者手当等給付事業、心身障がい者（児）手当支給事業</b> 手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、生活状況を把握し問題の早期発見・早期対応への接点になります。	障がい福祉課	○	○	○	○	○	○	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になります。

事業名／ 主な取組み	担当部 署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 ・ 失 業 者	そ の 他	
<b>児童福祉法給付等支給事業</b>  日常生活における基本的な動作や集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。適切な通所先へつなげることで本人の自立促進を図り、自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。	障がい福祉課				○			▼新規支給決定時の聞き取りやモニタリング等が、問題の早期発見、早期対策の接点になり得る。
<b>障害者自立支援給付等支給事業</b>  住まいの場（居宅や施設）における居宅介護などの介護サービスや、日中活動の場における機能訓練、就労支援などのサービスを提供します。適切な通所先へつなげることで本人の自立促進を図り、自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。	障がい福祉課	○	○		○	○		▼新規支給決定時の聞き取りやモニタリング等が、問題の早期発見、早期対策の接点になり得る。

事業名 / 主な取組み	担当部 署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 ・ 失 業 者	そ の 他	
障がい者権利擁護事 業  障がい者の虐待の防 止、早期発見、虐待を 受けた障がい者に対 する保護や自立支援、 養護者に対する支援 等を行うことにより、 障がい者の権利擁護 を図ります。	障がい福 祉課	○	○		○	○		▼虐待への対応を糸口に、当人 や家族等、擁護者を支援してい くことで、背後にある様々な問 題をも察知し、適切な支援先へ とつないでいく接点（生きるこ との包括的支援への接点）にも なり得る。
ケースワーク業務  生活上の課題を抱え た人の相談（面談、電 話、訪問、退院支援等） に対応します。他課や 他機関と連携して課 題に取り組みます。	祉高 齢 ・ 介 護 課 ・ 國 保 健 課 ・ 康 障 課 が ・ い 子 育 課 ・ 社 援 課 ・ 社 會 福	○	○	○	○	○	○	▼健康上の課題を抱える人は 生活や療養、就労等に難しさを 感じることが多く、自殺企図の ある人も多い。 ▼相談を通して必要な支援につ なぎ、不安を軽減することは 自殺リスクの軽減になり得る。
納付相談  国民健康保険料・後期 高齢者医療保険料の 納付について相談を 受け、必要に応じ関係 部署につなぎます。	國 保 健 康 課	○	○	○		○		▼保険料の滞納をしている人 は、経済的な困難を抱えている 人も少なくない。 ▼納付勧奨等の措置を講じる 中で、当事者から状況の聞き取 りを行い、必要に応じて様々な 支援機関につなげる等、支援へ の接点となり得る。

事業名／ 主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
未病センターすし市役所  健康に関する啓発・相談等を行い、市民の心身の健康づくりを支援します。	国保健課	○	○		○	○	○	▼自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及を図り、命の大切さに理解を深め、支えあう地域づくりを目指すことができる。
健康教育  さまざまな機会をとらえて心身の健康づくりに関する啓発、講座の開催など市民の健康増進を図ります。	国保健課	○			○		○	▼自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及啓発の機会になる。
健康・栄養相談  健康全般、病態別の栄養相談など保健師・管理栄養士が相談支援を行います。	国保健課	○			○		○	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
自死遺族支援  自死遺族の方へ県で実施している「自死遺族の集い」、「自死遺族相談」等リーフレットを配架・周知します。また、市で作成している「おくやみハンドブック」に遺族の心の相談窓口を掲載し、配架・周知を行います。	国保健課						○	▼人は大切な人と死別すると、強いストレスによってこころの不調や身体的な変化をきたし、自殺のリスクが高まる。 ▼こころの相談や「自死遺族の集い」など、安心して自身の思いを語ることができると場につながることで、心身の不調が和らぎ、生きることの促進要因になり得る。

事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
<b>家庭訪問</b> 健康問題を抱えた市民に対し、保健師・管理栄養士が訪問し、相談支援を行います。	国保健課	○	○		○	○	○	▼本人や家族との接触時に状態、生活環境を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
<b>妊娠届け出に関わる事務、妊婦訪問、妊産婦健康診断</b> 妊娠届出時に看護職の資格を持つ職員が、対象者全員と面談。ハイリスク者のチェックや妊娠・出産に向けた不安がないかを確認します。また、母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査補助券を交付し妊婦健診の受診をすすめています。初妊婦を中心に妊娠期にも個別訪問を実施し不安の解消に努め、市のサービスの案内等を行います。	子育て支援課				○	○	○	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ▼妊産婦への支援の充実は、新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとして明記されている。
<b>産後ケア事業</b> 出産後、医師等に育児不安等による産後うつのリスクがあると診断された産婦が、産院等のデイケアやショートステイ制度を利用し、専門家によるケアをうけることにより安心して育児ができるよう支援します。制度の利用がしやすいよう、市が費用の7割を補助します。	子育て支援課				○	○		▼産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。 ▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、産後うつのリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。

事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全数訪問事業） 出産後の母子のケアや出生後4か月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問し、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者的心身の状況、養育環境の把握を行います。また、養育についての相談に応じ、助言やその他の援助を行います。訪問時に状況に合わせ、エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）他質問票セットを使用し、産婦の多面的な精神的支援を行っています。	子育て支援課				○	○		▼乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
育児相談（母乳授乳相談、育児ストレス相談、子ども元気相談、心理相談〈健診時開催〉） 保健師や助産師、臨床心理士が相談に応じます。専門的な知識や情報を提供し、相談者が抱えている不安や疑問に答え、育児ストレスの軽減に努めます。継続的なフォローをする場合や必要があれば専門機関への紹介も行っています。	子育て支援課				○	○		▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。 ▼早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、自殺リスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。

事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
こども発達相談(子ども元気相談、心理発達相談〈健診時開催〉) 健診時および隨時希望があれば、臨床心理士による面談を実施（健診日以外は予約制）。日常生活の様子を聞き取りし、育児場面での対処法を伝え、親の育児不安や負担の軽減を図ります。	子育て支援課				○	○		▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供でき、こうした取り組み自体が生きることの包括的支援にもなり得る。
2歳児すくすく教室(歯科教室) 歯科衛生士が口腔衛生状態の確認、保健師が発達・養育状況等の確認をします。希望者は栄養士による栄養相談も受けられます。また、子どもの発達について不安・相談があれば、臨床心理士による面談（子ども元気相談）につなぎ、親の育児の不安軽減にも努めています。	子育て支援課				○	○		▼子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、こうした支援は生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る。



事業名 / 主な取組み	担当部 署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 經 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 ・ 失 業 者	そ の 他	
<b>子ども相談室運営事業</b>  子育ての悩みに関する相談を受け、アドバイスを提案し、必要時関係機関への聞き取りと見守りを依頼します。関係機関や近隣などから通報があった場合、現状を調査し、児童相談所を含めた関係機関で情報を共有するなど、子どもの虐待を防止するための策を検討します。	子育て支援課				○	○		▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。また、こうした取組み自体が生きることの包括的支援にもなり得る。
<b>子育て支援センター運営事業</b>  子育ての悩みに関する相談を受け、アドバイスを提案し、必要時関係機関への聞き取りと見守りを依頼します。また、相談内容によって関係機関で情報を共有し、子どもの虐待を防止するための策を検討します。また、育児不安等についての相談事業、育児サークル等の育成・支援、子育て中の母親たちの自主活動への支援を行います。未就学の多胎児とその保護者の交流イベントも開催しています。	子育て支援課				○	○		▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。

事業名 / 主な取組み	担当部 署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 ・ 失 業 者	そ の 他	
<b>ふれあいスクール事業、親子遊びの場運営事業</b>  育児不安等についての相談事業、育児サークル等の育成・支援、子育て中の母親たちの自主活動への支援を行います。未就学の多胎児との保護者の交流イベントも開催しています。  また市内5か所の「ほっとスペース」(乳幼児とその保護者の交流の場としてのフリースペース)は、子育て親子が集い交流できる場で、子育ての悩みなどの自殺リスクの軽減に寄与します。	子育て支援課				○	○		▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。  ▼保護者が集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。
<b>ファミリーサポートセンター運営事業</b>  子育てについて地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、子どもの預かりを相互援助活動として行います。	子育て支援課				○	○		▼会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。
<b>児童扶養手当支給事業</b>  児童扶養手当の支給。申請や現況届に来庁した人に必要な案内等を配布します。	子育て支援課				○	○		▼手当の申請など、来庁時に子育ての悩みや自殺リスクについて把握し、必要時に関係機関へつなぐことができる。

事業名 / 主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
ひとり親家庭等医療費助成事業 ひとり親家庭等医療費の助成を行います。	子育て支援課				○		○	▼ひとり親家庭等は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくない。 ▼ひとり親家庭等に対し、医療費を助成し経済的支援を行うことで自殺リスクの軽減にもつながり得る。
母子生活支援施設入所事業 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施します。入所施設の実施運営費を扶助することで自立の促進のためにその生活を支援します。	子育て支援課				○		○	▼母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくない。 ▼施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。

事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
<b>母子自立支援事業</b> ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置します。 就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。	子育て支援課				○	○		▼母子家庭等は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合がある。 ▼母子・父子自立支援員を配置することで、様々な悩みや不安を受け止め、必要があれば関係機関へ繋ぐことで自殺リスクの軽減にもつながり得る。
<b>青少年指導員経費、青少年育成事業</b> 青少年団体の指導者育成と組織化及び青少年育成組織の強化、地域活動の推進を図ります。青少年指導員連絡協議会を開催し、青少年に関する環境整備、相談等青少年の健全育成を推進します。	子育て支援課				○	○		▼青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 ▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。

事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
<b>青少年問題協議会経費、青少年団体育成事業</b> の指導、育成、保護、矯正に関する調査・審議及び関係行政機関相互の連絡調整を図る協議会を開催します。	子育て支援課				○	○		▼協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 ▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。
<b>体験学習施設維持管理事業</b> 中学生向けの学習支援・居場所づくり事業では、教員OB や大学生等のボランティアにより指導を行っており、学習指導のみならず居場所の提供となっています。また、体験学習施設において雇用している専門指導員により中高生との日常的な関わりを行うことを目指しており、居場所提供につながります。その他、講座の実施、スマイルまつりを開催します。	子育て支援課				○	○		▼参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談に繋げられる可能性がある。 ▼中高生との日常的な関わりを通じて、家庭の状況等を含めた問題の把握ができれば、困難な状況にある若年層を支援する上での有効な窓口として機能し得る。

事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
<b>学校支援地域本部事業</b> 地域ボランティア等をコーディネートし、学校教育に生かします。学校支援地域本部実行委員会の際に、児童生徒の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことで、現状と取組みについての理解促進を図ります。	学校教育課				○	○		▼コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことで、現状と取組みについての理解促進を図れる。
<b>就学事務事業</b> 就学予定者の健康状態等の把握及び心身に障がいを持つ学齢児童生徒等に就学指導を行います。	学校教育課				○	○		▼児童・生徒各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し学校生活が過ごしやすくなる。 ▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。

事業名／ 主な取組み	担当部 署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 ・ 失 業 者	そ の 他	
要保護及び準要保護児童援助事業、要保護及び準要保護生徒支援援助事業、特別支援学級通学児童就学奨励事業、特別支援学級通学生徒就学奨励事業  義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由により就学が困難と認められる保護者に必要な経費を援助します。特別支援学級における教育の普及奨励を図るため、所得に応じ給食費、学用品費等の必要な経費を援助し、経済的不安を軽減します。	学校教育課		○	○	○			▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えていたりする可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。



事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
<b>奨学金事業</b> 経済的理由により高等学 校への就学が困難なもの に対し、奨学金を給付し、 進路に関わる様々な不安 材料から、経済的不安を 軽減します。	学校教育課		○	○	○	○		▼就学に際して経済的困難を 抱えている生徒は、その他にも 様々な問題を抱えていたり、保 護者自身も困難を抱えていた りする可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者 と応対する際に、家庭状況に 関する聞き取りを行うことで、自 殺リスクの早期発見と対応に 加えて、相談先一覧等のリーフ レットの配布等を通じた情報 提供の機会にもなり得る。
<b>学校教育調査、研究事業</b> 客観的指標として各種チ ェックリストを活用する ことにより、児童・生徒へ の教員の関わり方が改善 され、児童生徒のメンタ ルヘルスの状態や、学級 の状況等を良い状態に保 つことができます。また、 教育研究相談センターと の連携により、必要時に は適切な支援を行ってい きます。 また、実効性のあるいじ め防止基本方針となるよ うに、毎年児童生徒や学 校の実態に応じて方針の 見直しを行います。	学校教育課				○	○		▼客観的指標として調査結果 を活用することにより、児童・ 生徒のメンタルヘルスの状態 や、学級の状況等を把握すると ともに、必要時には適切な支援 につなげる等の支援への接点、 参考情報になり得る。 ▼いじめは児童生徒の自殺リ スクを高める要因の 1 つであ り、いじめを受けている児童生 徒の早期発見と対応を行うだ けでなく、いじめを受けた子 どもが周囲に助けを求められ るよう、SOS の出し方教育を推 進することで、児童生徒の自殺 防止に寄与し得る。

事業名／主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
<b>療育相談</b> 18歳までの子どもの障がいや発達に関して、療育の視点で相談業務を行います。(具体的には来所、巡回による相談のほか、言語聴覚、理学療法等の機能訓練、関係機関との連携、市民啓発等を実施。)	療育教育総合センター				○	○		▼相談支援の提供は、家族へ過度な負担がかかるのを防ぎ、孤独感の解消、さらには自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼関係スタッフを対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
<b>療育部門運営事業（委託）</b> 日常生活における基本動作の獲得や生活能力の向上のために、障がいや特性に配慮した個別支援計画を作成し、家族と協働しながら障害児通所支援を中心とした専門的な療育の支援・支援者支援等を行います。	療育教育総合センター				○	○		▼個別支援計画作成時の面談や日常的な相談等の機会を活用することで、自殺につながるリスクの早期発見・早期対応につなげることができる。 また、家族同士が相互に交流できる機会を提供することで、当事者同士のつながりの形成と強化を図ることができ、生きることの促進要因になり得る。
<b>教育相談事業</b> 児童・生徒や保護者が学校外で教育に関する相談ができる場を提供し、相談を通して個々のケースの改善を目指した支援を行っています。	療育教育総合センター				○	○		▼学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ▼教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図る。

業名 / 主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
適応指導教室「なぎさ」運営事業  共感的な理解をもとに児童・生徒が、他者との信頼関係を構築しながら、将来的に豊かな人生を送れるよう、社会的自立に向けて支援しています。	療育教育総合センター				○	○		▼対人関係の不安やいじめ、孤立などの状況にある児童・生徒が、不安を軽減させ、安心できる居場所ができることで、生きることの促進要因になり得る。
スクールソーシャルワーカー活用事業（県派遣）  県から派遣されているスクールソーシャルワーカーが週2日、市内の小・中学校を巡回し、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図るとともに、ケース会議に参加し、支援方法に関する助言を行っています。	療育教育総合センター				○	○		▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。

事業名 / 主な取組み	担当部署等	主な対象者						自殺対策の視点
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職・失業者	その他	
支援教育推進巡回指導員、巡回スクールカウンセラー活用、中学校スクールカウンセラー配置活用事業(県派遣) 市内の中学校での支援教育推進に向けた取組みを行い、自殺リスクを抱えた児童・生徒のみならず、様々なニーズを抱えた児童・生徒、保護者、教職員等に対して支援教育の視点で相談を行ったり、コンサルテーションを行ったりしています。	療育教育総合センター				○	○		▼学校での様子や面談内容から、児童生徒自身及びその保護者等の問題に対し早期に発見・対応することにより、自殺リスクの軽減に寄与し得る。
人権教育等事業 人権講演会等を実施し、人権意識を高める啓発を行います。	社会教育課	○	○	○	○	○	○	▼講演会を実施することで人権意識を高め、自殺対策を啓発する機会とし得る。

## 第6章 これからの成果指標

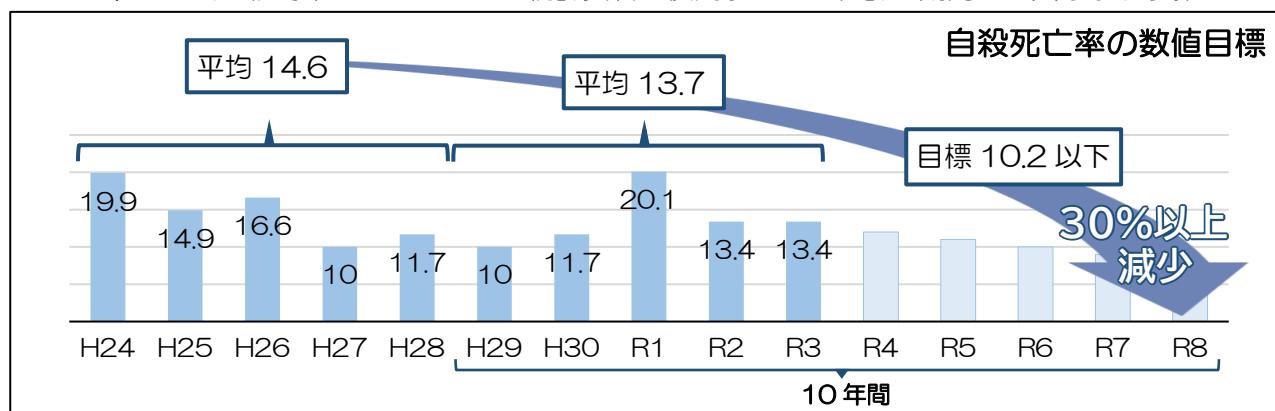


## 1 自殺対策全体の成果指標

自殺総合対策大綱で示された国の数値目標は、2015年（平成27年）の自殺死亡率18.5を、2026年（令和8年）までの10年間で30%以上減少させ、13.0以下としています。県についても2018年（平成30年）の自殺死亡率13.0を、2027年（令和9年）までの10年間で30%以上減少させることとしています。

のことから、本市においても第1期計画で基準としていた2012年～2016年（平成23年～平成28年）5年間の平均自殺死亡率14.6を、2028年（令和10年）までに30%以上減少させ、10.2以下とします。

（※ 地域自殺対策プロファイルの統計資料を使用するため、計画期間とは異なります。）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

## 2 計画期間における施策の成果指標

	第1期計画 目標値	実績 (令和4年度末時点)	第2期計画 目標値
<b>1. 生きることを支える人材の育成</b>			
ゲートキーパー研修の 参加者数	延べ1080人	延べ870人	延べ1440人
ゲートキーパー研修受講 者のうち、自殺対策の理 解が深まった人の割合	80%	93.3%（平均）	100%
ゲートキーパー研修受講 者のうち「気づき」「傾 聴」「つなぎ」「見守 り」など具体的に取り組 めると回答した人の割合	—	—	80%

	第1期計画 目標値	実績 (令和4年度末時点)	第2期計画 目標値
<b>2. 市民への啓発・周知</b>			
広く市民に自殺対策について普及啓発を行うための講演会、研修会の実施回数	年間2回以上	年間1回	年間2回以上
広報・ホームページ・未病センター等での普及啓発の実施・更新	—	—	年間2回以上
<b>3. 地域・庁内組織間における連携の強化</b>			
自殺対策計画推進懇話会の開催	—	—	年間2回以上
自殺対策計画推進担当者会議の開催	—	—	年間2回以上
<b>4. 生きることの促進要因への支援</b>			
庁内関係部署の自殺対策視点による業務実施状況の報告	—	—	年間1回以上

# 資料編

自殺対策基本法（平成 18 年 6 月 21 日号外法律第 85 号）

自殺総合対策大綱（概要）

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～  
(令和 4 年 10 月 14 日閣議決定)

逗子市自殺対策計画推進懇話会運営要綱

令和 5 年度逗子市自殺対策計画推進懇話会名簿

逗子市自殺対策計画推進担当者会議実施要領

逗子市自殺対策計画推進担当者会議担当部署



# 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号)

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十三条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組みとして実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は

自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他援助を行うものとする。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

#### (国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。  
3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### (関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

#### (名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

#### (自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

#### (都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

#### (都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組み等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

#### (調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組みに関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

#### (人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

#### (心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持

に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養<sup>かんよう</sup>等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

#### (医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### (民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 自殺総合対策会議等

#### (設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

#### (会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号)

### 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 附則第七条の規定 公布の日

### (自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

### (政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号)

### 抄

### (施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 自殺総合対策大綱（概要）

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものです。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。

平成29年に閣議決定された大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされていたことから、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組みに加え

- ・子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ・女性に対する支援の強化
- ・地域自殺対策の取組み強化
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など  
を目指し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

### 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

○ 平成18年に自殺対策基本法が成立。  
○ 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

**第1 自殺総合対策の基本理念**

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

**第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識**

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である  
✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている  
✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進  
✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

**第3 自殺総合対策の基本方針**

1. 生きることの包括的な支援として推進する  
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む  
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる  
4. 実践と啓発を両輪として推進する  
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する  
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

現 行：令和4年10月14日閣議決定  
第3次：平成29年7月25日閣議決定  
第2次：平成24年8月28日閣議決定  
第1次：平成19年6月 8日閣議決定

**第4 自殺総合対策における当面の重点施策**

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

**第5 自殺対策の数値目標**

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国との現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

**第6 推進体制等**

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

# 逗子市自殺対策計画推進懇話会運営要綱

平成 30 年 5 月 1 日

逗子市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定による自殺対策についての計画を策定するに当たり、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市自殺対策計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（令和 5 年 5 月 15 日・一部改正）

（メンバー）

第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 公共的団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要があると認めた者

2 懇話会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

（令和 5 年 5 月 15 日・一部改正）

（アドバイザー）

第3条 市長は、懇話会の開催に当たり、自殺対策について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

（令和 5 年 5 月 15 日・一部改正）

（協力の要請）

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第5条 懇話会の庶務は、国保健康課において処理する。

（令和 5 年 5 月 15 日・一部改正）

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（令和 5 年 5 月 15 日・一部改正）

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

# 令和5年度逗子市自殺対策計画推進懇話会名簿

## アドバイザー

氏 名	所 属
山田 朋樹	(一社) 逗葉医師会 樹診療所逗葉 医師
小保内 洋子	神奈川県司法書士会横須賀支部 司法書士法人 小保内事務所 司法書士

## メンバー

氏 名	所 属
池上 直樹	公募市民
中嶋 富美子	公募市民
市川 由美子	逗子市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
市川 悟	逗子市民生委員児童委員協議会 副会長
佐々野 聰	神奈川県逗子警察署 生活安全課 係長
小野 真歩	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健予防課 主事
漆垣 かなえ	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会 地域生活支援係 係長
石澤 方理	逗子市教育研究相談センター 主任

## 逗子市自殺対策計画推進担当者会議の設置及び運営に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、市内において、自殺対策計画に関する各事業の調整や実施状況の情報を共有化し、当該計画を効果的に推進するため、逗子市自殺対策計画推進担当者会議（以下「担当者会議」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 担当者会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 逗子市自殺対策計画の推進に関すること。
- (2) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 担当者会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は国保健康課長、副会長は国保健康課健康係長をもって充てる。
- 3 委員は、自殺対策に関する事業を行う課に所属する職員をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、担当者会議を総理し、担当者会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 担当者会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 担当者会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第7条 担当者会議の庶務は、国保健康課において処理する。

### (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、担当者会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

## 令和5年度逗子市自殺対策計画推進担当者会議担当部署

	所管課名
1	納税課
2	市民協働課
3	社会福祉課
4	障がい福祉課
5	高齢介護課
6	学校教育課
7	子育て支援課
8	国保健康課





## 逗子市自殺対策計画

2024年（令和6年）3月

発行 逗子市

編集 福祉部国保健康課健康係

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

TEL : 046-873-1111 (代表)

FAX : 046-873-4520

E-mail : kenkou @city.zushi.lg.jp